

福岡工業大学学術機関リポジトリ運用指針

平成27年11月25日
図書館運営委員会制定

(趣旨・目的)

1. 福岡工業大学学術機関リポジトリ (FITREPO) (以下「リポジトリ」という。) は、福岡工業大学 (以下「本学」という。) において作成された学術研究・教育活動の成果及び本学が所蔵する学術資料 (以下「成果」という。) を電子的形態で収集し、恒久的に蓄積・保存し、学内外に電子的手段によって無償で発信・提供することにより、本学の学術研究・教育活動の発展に資するとともに社会に貢献するものである。なお、本指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当)

2. リポジトリの管理・運営は、福岡工業大学附属図書館 (以下「附属図書館」という。) において行うものとする。

(登録者)

3. リポジトリに成果を登録できる者 (以下「登録者」という。) は以下に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在職している教職員、又は教職員として在職していた者。
 - (2) 本学に在籍している大学院生、又は大学院に在籍していた者。
 - (3) その他、図書館運営委員会が適当と認めた者。

(登録対象)

4. リポジトリへ登録する成果は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - イ. 学術雑誌論文
 - ロ. 博士論文
 - ハ. 紀要論文
 - ニ. 研究成果報告書
 - ホ. 図書
 - ヘ. 会議発表論文、資料
 - ト. 教材
 - チ. 研究報告書、テクニカルレポート
 - リ. 一般雑誌記事
 - ヌ. 本学所蔵の学術情報資料
 - ル. その他、図書館運営委員会が適当と認めたもの
 - (2) 本学に関わる成果で、登録者が作成もしくは作成に関わったもの、又は本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
 - (3) 著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び学内の関連する諸規定を遵守していること。
 - (4) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題がないこと。
 - (5) ネットワークを通じて配信できること。

(6) 著作権等の理由によりリポジトリに登録できないものを除き、可能なものからリポジトリに登録するものとする。

(登録)

5. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて成果を登録することができる。ただし、登録にあたっては附属図書館がその登録作業を代行することができる。

(登録された成果の利用)

6. 附属図書館は、以下の方法によってリポジトリに登録された成果を利用する。

- (1) 当該成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じ前号の複製物を不特定多数に無料で公開する。
- (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

7. 附属図書館はリポジトリに登録された成果の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて成果を利用する者に対し、著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守するよう周知する。

(学術研究成果の著作権と利用許諾)

8. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、附属図書館に対して前項6に掲げた利用を無償で許諾するものとする。

9. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、前項6に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。

10. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者は、前項6に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

11. 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は、著作権者の元に留保される。

(学術研究成果の削除・非公開化)

12. 図書館運営委員会は、以下の場合に、リポジトリに登録された成果を削除又は非公開化することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除又は非公開化の申請を行った場合。
- (2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合。
- (3) 登録によって支障が生じると認められる場合。
- (4) その他、図書館運営委員会が認めた場合。

(免責事項)

13. 附属図書館は、登録資料の公開にあたり、利用者に対して利用条件（著作権法を遵守することなど）について注意を喚起する。その上で登録資料の公開によって発生した登録者又は著作権者の損害については、大学は、一切の責任を負わないものとする。

附則

この指針は、平成 27 年 12 月 7 日から施行する。(12 月 部科長会承認日)